

指定居宅介護支援事業

きらら浜松ケアプランセンター

重要事項説明書

当事業所が提供する居宅介護支援サービスに関し、あなたに説明すべき重要事項は次の通りです。

1. 法人概要

開設者の名称	社会福祉法人県民厚生会
事業主事務所の所在地	〒426-0009 静岡県藤枝市八幡198番地
電話番号・FAX番号	電話(054)646-6766 FAX(054)646-6755
ホームページアドレス	http://www.kenminkouseikai.net/
法人の種別及び名称	社会福祉法人県民厚生会
代表者職	理事長
代表者氏名	望月 忍

2. 事業所概要

事業所の名称	きらら浜松ケアプランセンター
事業所の所在地	〒430-0855 静岡県浜松市中央区楊子町218
電話番号・FAX番号	電話(053)443-2731 FAX(053)443-2740
メールアドレス	Kirara-h@topaz.ocn.ne.jp
介護保険事業者番号	2277200222
指定年月日	平成20年1月1日
サービス提供地域	浜松市中央区(一部除外)
交通の便	JR浜松駅から車で約5分、徒歩20分

3. 事業所職員の概要 管理者は常勤1名とし、事業所の勤務体制は別紙Ⅰによる。

職種	資格	勤務の体制
管理者(介護支援専門員兼務)	介護支援専門員	常勤

4. 営業時間

月曜日～土曜日 8:30～17:30

上記以外の曜日及び時間帯についても、電話転送により24時間電話連絡を受付します。

5. 居宅介護支援サービスの運営方針

(1) 利用者及びご家族のニーズを丁寧に十分把握します。

(2) 利用者の身体及び精神状態の変化に応じて、利用者の立場に立って居宅サービス計画の見直しを速やかに行います。

- (3) サービスの提供に当たっては、特定の種類または特定の事業所に不当に偏ることがないよう、利用者及び家族の意思を尊重し、常に利用者及び家族の立場にたつて、公正中立に行います。また、居宅サービス計画に位置づける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることや、当該事業所を居宅サービス計画に位置づけた理由を求めることが可能です。（当事業所の作成した居宅サービス計画に位置づけた訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙Ⅳのとおりです。）

なお、必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成するよう配慮いたします。

- (4) 入、退院時や状態変化がある際は医療機関、各関係機関、各事業所との連携を十分に図ります。

6. 利用料金（別紙Ⅱによる）

要介護認定されている方は、介護保険から全額給付されるため自己負担はありません。

但し、保険料の滞納等により法定代理受領ができなくなった場合、1か月につき要介護度に応じて別紙の料金をいただき、当事業所から指定居宅介護支援提供証明書を発行します。

この指定居宅介護支援提供証明書を後日、各市区町村の担当課の窓口へ提出されますと全額払い戻しを受けられます。浜松市の地域区分は「7級地」のため、1単位10.21円となります。但し、介護保険制度の改正により料金に変更になる場合があります。

7. 交通費

サービスご利用にかかる交通費はサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の方は規定提供区域境界から1kmにつき30円の交通費が自己負担となります。

8. その他の料金

サービスご利用に伴う下記の費用については、実費をご利用者の負担とさせていただきます。

- (1) 必要書類の作成において、証明書等の取得にかかる費用
- (2) かかりつけ医の診断書を取得する費用

9. 上記6. 7及び上記8に関する料金のお支払い方法

毎月15日までに前月分の請求書を送付いたします。お支払いは請求月の月末までに、当事業所が指定した口座に振り込むか、又は現金によるお支払いとなります。

10. サービスの内容

当事業所が、あなたに提供するサービスは以下のとおりです。

- (1) 居宅サービス計画の作成・交付
- (2) 再調整・管理
- (3) 相談
- (4) 介護認定の申請代行
- (5) その他担当の職員が必要と判断された緊急対応

11. サービスの利用方法

(1) 利用開始

当事業所に電話等でお申し込み下さい。担当職員が居宅介護支援サービスの内容についてご説明し、契約をもって開始となります。ご利用に該当される方は以下の通りです。

- ① 介護保険被保険者であること
- ② 要介護認定者であること

(2) サービスの流れ

- ① この説明書によりあなたからの同意を得た後、あなたの状態について把握します。
- ② 介護サービスご利用のための居宅サービス計画を作成し、あなたの承諾をいただきます。
- ③ サービス提供事業所からサービスが開始されます。
- ④ 少なくとも月1回、もしくは2ヶ月に1回、利用者宅を訪問して相談に応じ、居宅サービス計画の実施状況の把握を行います。
- ⑤ 居宅サービス計画の新規作成、要介護認定の更新があった場合等において、サービス担当者会議を開催します。
- ⑥ ④、⑤はテレビ電話（スマートフォン・パソコン等）を活用する場合があります。
- ⑦ 利用者やその家族は、ケアプランに位置づける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を受けることが可能です。
- ⑧ 利用者かその家族は、当該事業所をケアプランに位置づけた理由を求めることが可能です。
- ⑨ 医療系サービスの利用を希望している場合は、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。また、意見を求めた主治の医師等に対して、ケアプランを交付することが義務付けられています。

1 2. 情報の守秘及び個人情報の使用について

当事業所とその職員は、業務上知り得た利用者又は身元保証人もしくはその家族等に関する個人情報を、就業期間及び退職後においても守秘いたしますので安心してご相談下さい。但し、サービス提供において必要な情報につきましては、ご利用者又はご家族の方から予め別紙Ⅲにより同意をいただいた上で使用させていただきます。居宅介護支援に関する書類については契約終了日から2年間保管します。契約者本人、またはその代理人の方はこれらの記録を閲覧、または複写を求めることができます。

1 3. 担当の職員

あなたを担当する介護支援専門員は_____です。

- (1) 職員は常に身分証明書を携帯しているので、必要な場合は提示をお求めください。
- (2) あなたはいつでも担当の職員の変更を申し出ることができます。
(これを拒む正当な理由がない限り、事業所は変更の申し出に応じます。)
- (3) 当事業所は、あなたの担当の職員が退職する等の正当な理由がある場合に限り、担当を変更することができます。

1 4. 契約の解除

- (1) あなたが契約の解除を希望する場合はいつでもできます。担当の介護支援専門員にお申し出下さい。契約の解除に費用はかかりません。
- (2) あなたが当事業所・職員・他の利用者に対して、生命・身体・財物・信用等を傷つけるなどこの契約を継続し難いほどの不信行為を行った場合、あなたや家族などが反社会的団体と密接な関係があると認められた場合は、文書であなたに通知することにより、直ちに契約を解除させていただく場合があります。

(3) 次の場合、サービスは自動的に終了となります。

- ① あなたの要介護度が要支援1・2、事業対象者、非該当と認定された場合。
- ② あなたが介護保険施設へ入所又は医療施設へ入院し、支援の必要性が今後無いと判断され、在宅生活が終了となった場合。
- ③ あなたが特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護（長期利用）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護をご利用（登録）した場合。
- ④ あなたがサービス担当区域外に転居した場合。
- ⑤ あなたが亡くなられた場合

15. 契約の終了

前項の解除が生じた場合に、契約は終了となります。

16. サービスに対する相談・苦情・要望等の窓口

サービスに関する相談、苦情及び要望等（以下「苦情」とします）については、下記の窓口に対応いたします。苦情については真摯に受け止め、誠意を持って問題の解決に臨み、対応内容も記録保存し、常に事業者としてサービスの質の向上に努めます。

(1) きらら浜松ケアプランセンター苦情窓口

苦情受付担当者	センター長	西澤 修	電話	(053) 443-2731
苦情解決責任者	施設長	鈴木 薫	電話	(053) 443-2733

(注) 苦情対応の基本手順

- ①苦情の受付
- ②苦情内容の確認
- ③苦情解決責任者への報告
- ④苦情に向けた対応の実施
- ⑤原因の究明
- ⑥再発防止・改善の措置
- ⑦苦情解決責任者への最終報告

(2) きらら以外の苦情窓口

市区町村受付窓口

浜松市役所介護保険課	電話	(053) 457-2875
浜松市中央区役所 長寿保険課	電話	(053) 457-2324
浜松市東行政センター 長寿保険課	電話	(053) 424-0184
浜松市西行政センター 長寿保険課	電話	(053) 597-1119
浜松市南行政センター 長寿保険課	電話	(053) 425-1572
静岡県国民健康保険団体連合会	電話	(054) 253-5590
静岡県福祉サービス運営適正化委員会	電話	(054) 653-0840

17. 緊急時及び事故発生時の対応

- (1) サービスの提供中に利用者の容態に病状の急変が生じた場合及びその他必要な場合は、速やかに救急隊、主治医等へ連絡して必要な措置を講じます。
- (2) 利用者に対する居宅介護支援サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者のご家族等に連絡して必要な措置を講じます。また、当該事故の状況及び事故に際して採った措置について記録します。
- (3) 事故の原因がきららの責めに帰する場合、所定の手続きを経て損害賠償を速やかに行います。

18. 再発防止

事故が発生した場合、事故の起こった原因を十分に検討し、原因の究明を行い再発の防止に努めます。

19. 虐待防止

当事業所では、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、必要な職員研修を実施するとともに、地域包括支援センター等との連携を図ります。また、虐待の発生又はその再発を防止するため、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じます。

20. 感染症対策

当事業所では、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じます。

21. ハラスメント対策

当事業所では、「男女雇用機会均等法」等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策に取り組むための必要な措置を講じます。

22. 身体的拘束廃止等について

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。身体拘束等を行う場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

23. 事業継続計画について

感染症や自然災害が発生した場合にも、事業継続に向け定期的な研修等の措置を講じます。

以上

改定日：平成 28 年 4 月 1 日
改定日：平成 30 年 4 月 1 日
改定日：平成 30 年 7 月 20 日
改定日：平成 31 年 1 月 9 日
改定日：令和 元年 6 月 19 日
改定日：令和 元年 8 月 1 日
改定日：令和 元年 10 月 1 日
改定日：令和 元年 12 月 1 日
改定日：令和 2 年 1 月 1 日
改定日：令和 2 年 2 月 1 日
改定日：令和 2 年 4 月 1 日
改定日：令和 2 年 11 月 12 日
改定日：令和 3 年 1 月 11 日
改定日：令和 3 年 2 月 1 日

改定日：令和 3 年 4 月 1 日
改定日：令和 3 年 6 月 18 日
改定日：令和 3 年 10 月 1 日
改定日：令和 3 年 11 月 30 日
改定日：令和 4 年 4 月 1 日
改定日：令和 5 年 9 月 1 日
改定日：令和 6 年 1 月 1 日
改定日：令和 6 年 4 月 1 日
改定日：令和 6 年 5 月 1 日
改定日：令和 6 年 7 月 1 日

きらら浜松ケアプランセンター

事業所職員の概要と勤務体制

令和6年7月1日現在

職 種	資 格	勤 務 体 制	備 考
管 理 者 (介護支援専門員兼務)	介護福祉士	常 勤	主任ケアマネ
介護支援専門員	介護福祉士	常 勤	
	介護福祉士	常 勤	

以上

きらら浜松ケアプランセンター
利 用 料 金 表

令和6年7月1日 現在

居宅介護支援費（Ⅰ）	要介護 1・2	1,086単位	（ 11,088円 ）
	要介護 3・4・5	1,411単位	（ 14,406円 ）
初回加算		300単位	（ 3,063円 ）
入院時情報連携加算（Ⅰ）		250単位	（ 2,552円 ）
入院時情報連携加算（Ⅱ）		200単位	（ 2,042円 ）
退院・退所加算	カンファレンス 参加なし	連携 1回	450単位（ 4,594円 ）
		連携 2回	600単位（ 6,126円 ）
	カンファレンス 参加あり	連携 1回	600単位（ 6,126円 ）
		連携 2回	750単位（ 7,657円 ）
		連携 3回	900単位（ 9,189円 ）
緊急時等居宅カンファレンス加算		200単位	（ 2,042円 ）
通院時情報連携加算		50単位	（ 510円 ）
ターミナルケアマネジメント加算		400単位	（ 4,084円 ）

※居宅介護支援費は、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が45件未満の場合。

※居宅サービス等の利用に向けて、介護支援専門員がご利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの、ご利用者の死亡・入院によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等、必要なケアマネジメント業務や給付管理の為の準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱うことが適当と認められるケースについて、居宅介護支援の基本報酬の算定を行う場合があります。

浜松市は地域区分が「7級地」のため、単位数に10.21円を乗じた金額が料金となっています。但し、上記の料金は介護保険制度の改正により料金に変更になる場合があります。

以上

きらら浜松ケアプランセンター

個人情報の取扱いに関する同意書

令和 年 月 日

当法人が運営する事業所とその職員は、業務上知り得た利用者又は身元保証人若しくはその家族等に関する個人情報を、正当な理由なく第三者に漏らしません。ただし、下記の場合には事前承諾なく個人情報を使用します。

- ①介護保険法に関する法令に従い、利用者のサービス計画に基づくサービス等を円滑に実施するため、サービス担当者会議等において使用する場合
- ②利用者が医療機関に受診又は入院するため、その医療機関に情報を提供する場合
- ③市区町、その他の介護保険事業所等への情報提供や適切な在宅療養を受けるため、医療機関等への療養情報を提供する場合
- ④当事業所の利用を終了し、他の事業所を紹介するなど援助を行うに際し、必要な情報を提供する場合
- ⑤静岡県及び各市町等から介護サービスの維持や改善のため、基礎資料の提出を求められた場合
- ⑥介護保険法等に定められた届出、報告（事故報告書等）を行うため、使用する場合
- ⑦当施設で実習を行う者が報告書又は研究発表等の資料を作成するため、使用する場合
- ⑧損害賠償保険の申請等するため、保険会社に必要な情報を提供する場合
- ⑨法で定められた届出等するため、使用する場合
- ⑩介護サービスの質の向上のため、学会・研究等で事例研究を発表する場合

なお、この場合は利用者個人を特定できないよう仮名等を使用することを厳守します。

⑪①～⑩に掲げる事項は、利用終了後も同様の取り扱いとします。

※上記サービス担当者会議をテレビ電話装置等の活用により開催することがあります。

私は適切な介護等のサービスを受けるために、必要最低限度の範囲内で私及び私の家族に関する知り得た個人情報を、貴事業所の職員が上記の行為を行うことに同意します。

(利用者)

住所 _____

氏名 _____ ⑩

(家族代表者又は代理人)

住所 _____

氏名 _____ ⑩

(利用者との関係) _____

きらら浜松ケアプランセンター

ケアプランに位置付けたサービス事業所の利用状況

前6か月間（令和3年3月1日～令和3年8月31日）に作成したケアプランにおける、
訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与 の各サービスの利用割合

訪問介護	17%	通所介護	69%
地域密着型通所介護	4%	福祉用具貸与	63%

（上記各サービスの利用における事業所の内訳）

訪問介護	きらら浜松ヘルパー 7.2%	ニチイケア浜松南 8%	アイケアかぼ 5%
通所介護	きらら浜松デイ 2.7%	きらら機能訓練デイ 2.1%	デイサービスファイブ寺脇 1.5%
地域密着型通所介護	デイサービスソナタ 3.1%	デイサービスナッツ 2.1%	ここ倶楽部 1.2%
福祉用具貸与	パナソニック浜松東 2.7%	レンタルテラス An ge 1.3%	はまとく 1.2%

私は上記説明を受け、了承致しました。

令和 年 月 日

（利用者）

住所 _____

氏名 _____ (印)

（家族代表者又は代理人）

住所 _____

氏名 _____ (印)

（利用者との関係） _____